

補助金の申請手続きについて

～補助手続きの流れ～

事業の計画

- 緑化事業の計画を決めてください。
- 市役所公園緑地課に事前にご相談ください。
- 必要な書類を受け取ってください。
(申請関係書類は公園緑地課窓口でお受け取りになれるかホームページからダウンロードしてください。)

補助の対象となる事業

- (1) 生垣設置事業
- (2) 屋上緑化事業
- (3) 壁面緑化事業

※詳細は中面をご確認ください。

補助の対象とならない事業

- 補助金の交付前に工事契約を結んだもの
- 同一敷地内において過去に補助金の交付を受けたもの(異なる事業の場合は除く)
- 国及び県の補助を受けたもの
- その他補助金の交付が不適当なもの

- ◎補助金の交付は1敷地1事業につき1回限りです。
- ◎業者から、見積やパンフレットをもらってきてください。
- ◎施工業者を決めてください。
- ◎借地の場合は地主の同意をとってください。

補助金の申請

交付申請書(様式第1号)にて申請してください。
(案内図、平面図、構造図、見積書、納税(完納)証明書、現況写真、土地使用承諾書等)

補助金の交付決定

審査のうえ交付決定通知書(様式第2号)により決定します。

工事着手

申請内容に変更のあった場合は、変更承認申請書(様式第3号)により変更の手続きをしてください。

実績報告書の提出

実績報告書(様式第6号)を提出してください。
(着手前及び完了後の写真、領収書の写しを添付)

審査

審査の際はご協力をお願いいたします。

補助金の請求

審査を行い合格のときは、請求書(任意様式)により補助金を請求してください。

補助金の支払い

補助金の請求後、市から指定の口座に補助金を振込みます。

維持管理

適正な維持管理を行い、事業完了後5年以上樹木等の維持管理に努めてください。

■ご注意 !!!

補助を受ける場合には、事前申請が必要です。必ず工事前にご相談ください。申請日に、既に工事の契約を済ませている場合は、補助金交付対象外になります。詳細は公園緑地課(☎0566-62-1023)へ
※ご案内は刈谷市のホームページでも掲載しています。

生垣設置

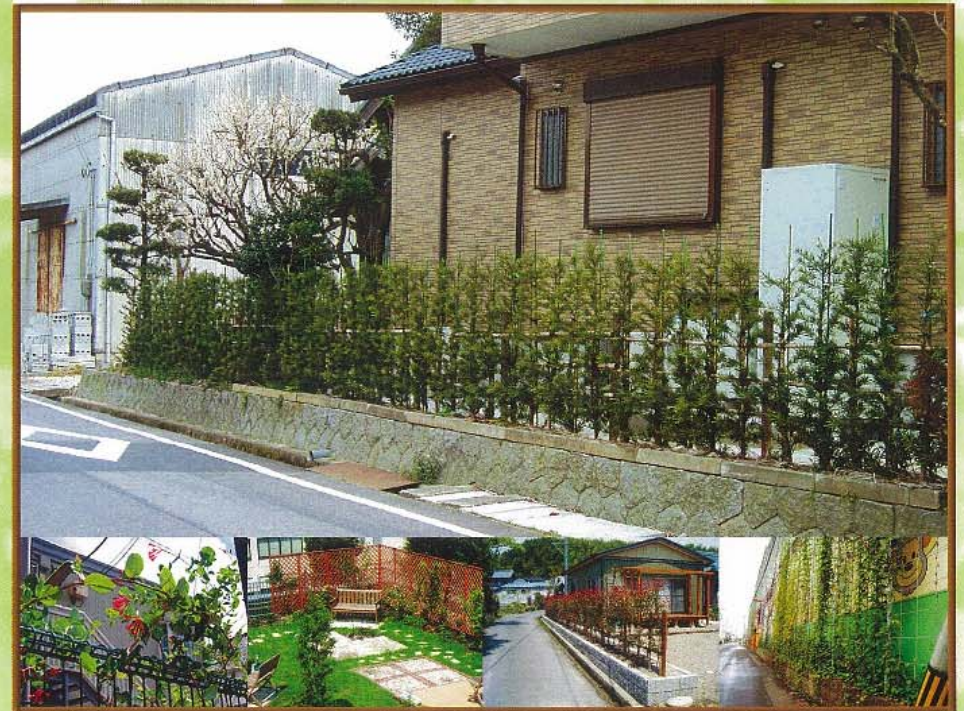
屋上緑化

壁面緑化

家庭や職場に緑を増やそう!!

刈谷市民有地緑化補助事業のご案内

～工事着手前にご相談ください～



刈谷市では、市内の民有地の緑化の推進を図り、刈谷が緑にあふれ、やすらぎと潤いを与える街となるため、緑化推進基金を設置し、基金を運用して補助事業を行っております。

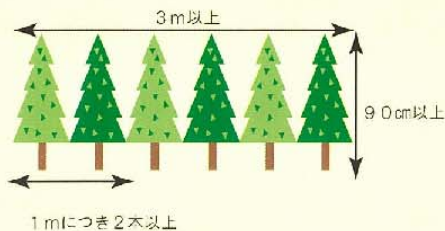
緑化推進基金を活用して、あなたの家庭や職場に緑を増やしませんか。



民有地緑化事業に対する補助について

対象となる緑化事業

◆生垣設置事業



要件

住宅、店舗、事務所、工場及び駐車場の用に供する土地内で、道路に面した所に高さ90cm以上の樹木を植栽延長3m以上新たに植栽する事業。ただし、植栽延長1mにつき2本以上植栽する場合に限る。

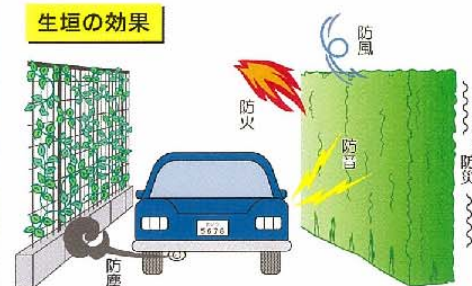
【補助金額】

「樹木の購入及び植栽工事等に要した経費の3分の2」と「植栽延長(m)×5千円」を比較してどちらか少ない方の額(限度額7万5千円)

施工例



生垣の効果



◆屋上緑化事業



要件

建築物の屋上等に樹木等*を3㎡以上新たに植栽する事業。ただし、プランターを使用する場合は、1基当たりの容積が100リットル以上のものを使用する場合に限る。

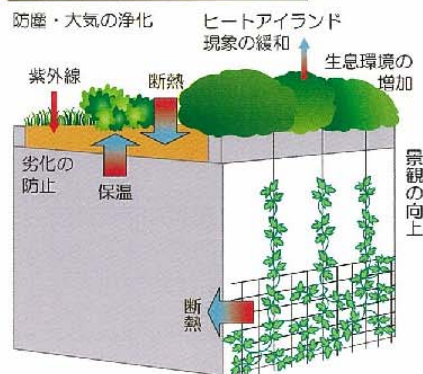
【補助金額】

「樹木等*の購入及び植栽工事等に要した経費の3分の2」と「植栽面積(㎡)×2万円」を比較してどちらか少ない方の額(限度額50万円)

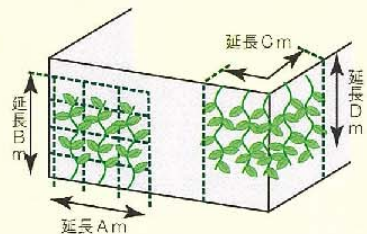
施工例



屋上緑化・壁面緑化の効果



◆壁面緑化事業



※緑化面積: $A \times B + C \times D \geq 3 \text{㎡}$

要件

建築物及び工作物の道路に面した壁面に樹木等*を3㎡以上新たに植栽する事業

【補助金額】

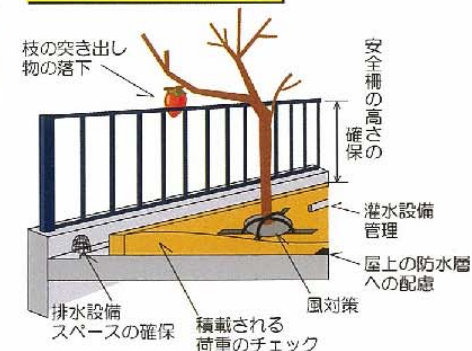
「樹木等*の購入及び植栽工事等に要した経費の3分の2」と「植栽面積(㎡)×1万円」を比較してどちらか少ない方の額(限度額25万円)

樹木等*: 樹木、芝、地被類、つる性植物等で多年性の植物

施工例



計画にあたっての注意



◆主な生垣用樹木

●イヌツゲ、カナメモチ、キンモクセイ、サザンカ、カイズカイブキ、混垣(数種を混ぜる)等

◆主な壁面緑化用つる性植物

●カロライナジャスミン、スイカズラ、ツキヌキニンドウ、テイカカズラ、ノウゼンカズラ、ハゴロモジャスミン等